

社会保障審議会 介護給付費分科会長
田 中 滋 殿

2019 年 11 月 15 日
一般社団法人 日本経済団体連合会
常務理事 井 上 隆

大変恐縮ながら、所用により出席できませんので、本日の議題につきまして、下記のとおり意見を提出いたします。

○居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について

居宅介護支援の管理者要件について、今般、経過措置を 6 年延長するとの案が提示されているが、質の高いケアマネジメントを推進する観点では、現時点で経過措置を延長することを前提とするのではなく、まずは主任介護支援専門員研修を受講できるような体制を整備することが重要である。こうした体制整備の観点を踏まえた上で、経過措置の期間も含めて検討していただきたい。

○令和 2 年度介護従事者処遇状況等調査の実施について

処遇改善加算については、加算の導入の効果を検証していくことが、今後の処遇改善加算の在り方を検討する観点から極めて重要である。特に、前回改定における処遇改善加算の見直しは、2017 年 12 月閣議決定の『新しい経済政策パッケージ』において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされたことを受けたものであることから、当該見直しを通じて、新規の人材確保にどの程度の効果があったかという点も含めて、早期に検証を行う必要がある。

今回の調査項目について、平成 30 年度調査からの変更は行わないとあるが、こうした効果検証の観点を踏まえた調査項目の追加を検討していただきたい。仮に今回の調査での対応を行わない場合、どのような形で人材確保に対する効果を確認するか、明らかにされたい。

以 上